

## 平成30年1月24日(水)から 新たな**援助**が始まります。

本日、「総合法律支援法の一部を改正する法律」(平成28年6月3日公布)の全面施行日を平成30年1月24日とする政令が公布されました。また、全面施行に対応するための業務方法書(注)の変更も、本日、法務大臣に認可されました。これにより、法テラスは、以下の新たな援助を行うこととなります。

なお、1月24日は「法律扶助の日」(法テラスが引き継いだ民事法律扶助業務をかつて担っていた、財団法人法律扶助協会が設立された日)です。

(注)法テラスの業務の方法について基本的事項を定めるもの。

### 高齢者・障がい者等で認知機能が十分でない方に対する援助(民事法律扶助の拡充) (改正総合法律支援法30条1項2号・3号、詳細は別紙①参照)

#### ○対象

認知機能が十分でないため、自己の権利の実現が妨げられているおそれのある方  
(=特定援助対象者)

#### ○内容

##### ① 法律相談援助

特定援助対象者であって、近隣に居住する親族がいないなどの理由により、法的サービスを自発的に求めることが期待できない方に対する法律相談

←資力の乏しい方に限らず利用可能。ただし、資力のある方は相談料負担

##### ② 弁護士費用等の立替対象の拡大

資力に乏しい特定援助対象者について、弁護士・司法書士費用等の立替援助の対象を一定の行政不服申立に拡大

### DV等の被害者に対する法律相談援助(新設) (改正総合法律支援法30条1項5号、詳細は別紙②参照)

#### ○対象

特定侵害行為(DV・ストーカー・児童虐待)を現に受けている疑いがあると認められる方

#### ○内容

被害の防止に必要な法律相談(刑事に関する相談を含む)

←資力の乏しい方に限らず利用可能。ただし、資力のある方は相談料負担

# 別紙① 特定援助対象者に対する新たな援助

援助の特長: 自発的に法的サービスを求めることができない方に対して、福祉機関等を介して法的サービスを提供することが可能に。

## ～新たな援助のポイント～

### ①法律相談援助

	現行の民事法律扶助制度による法律相談	特定援助対象者に対する法律相談 (新たな援助)
対象者	国民及び我が国に住所を有し適法に在留する外国人	特定援助対象者であって、近隣に居住する親族がないなどの理由により、弁護士等のサービスの提供を自発的に求めることが期待できない方
申込者	対象者本人	対象者を支援している福祉機関等の方
資力要件	資力に乏しいこと(収入・資産が一定基準以下)	資力にかかわらず利用可能
相談費用	無料	・資力が一定基準以下の方 → 無料 ・資力が一定基準を超える方 → 5,400円
資力基準	(世帯人数により異なる) 例: 一人世帯の場合(大都市以外) ・手取月収額: 18万2,000円以下 ・資産合計額: 180万円以下	同左
相談場所	法テラスや弁護士等の事務所等 (出張相談は事前審査要)	自宅や入所施設、福祉機関など (弁護士等が出張)

### ②弁護士費用等の立替対象の拡大

- 自立した生活を営むために必要とする公的給付に係る行政不服申立手続(注)が立替対象に。  
※資力の乏しい方のみ利用可能  
※事前に、資力及び特定援助対象者であることの確認が必要

(注)対象手続

- ①生活保護法に基づく審査請求等
- ②介護保険法に基づく審査請求
- ③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく審査請求
- ④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付に関する処分又は身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付に関する処分に対する行政不服審査法に基づく審査請求

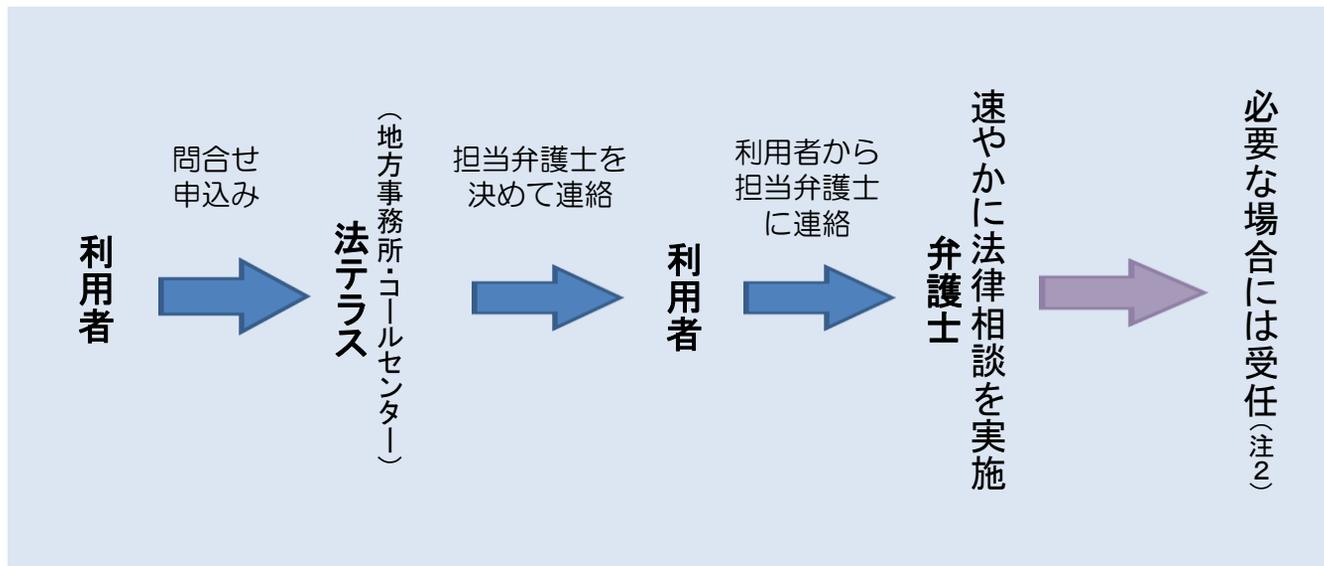
## 別紙② DV等被害者に対する新たな援助

援助の特長：深刻な被害に発展する前に、弁護士による速やかな法律相談を実現

### ～新たな援助のポイント～

DV等被害者法律相談援助（新設）	
対象者	特定侵害行為(注1)を現に受けている疑いがあると認められる方 (代理の方による相談は対象外)  (注1)「特定侵害行為」とは、以下の条文中に規定する行為 ①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律1条1項 ②ストーカー行為等の規制等に関する法律2条1項 ③児童虐待の防止等に関する法律2条
申込者	対象者本人
資力要件	資力にかかわらず利用可能
相談費用	資力が一定の基準以下の方 → 無料 資力が一定の基準を超える方 → 5,400円
資力基準	援助時に有する処分可能な現金・預貯金が300万円以下であること ※特定侵害行為により、援助日から1年以内に支出する見込みの治療費等の費用は控除
相談場所	原則として、法テラスや弁護士等の事務所

### ～利用の流れ～



(注2)一定の要件に該当する方は、民事法律扶助制度、日本弁護士連合会委託援助制度(犯罪被害者法律援助・子どもに対する法律援助)等を利用することも可能